

鳴瀬川水系河川整備計画【知事管理区間】素案の構成

1章

計画の基本的考え方	流域及び河川の概要	現状と課題	目標
-----------	-----------	-------	----

計画の主旨

河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めます

鳴瀬川水系河川整備基本方針

～治水・利水・環境の総合的な方針～

- 治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開
- 水源から河口までの水系一貫の基本方針
- 段階的整備に当たり目標を明確化
- 健全な水循環系構築のため流域一体で取り組む
- 河川の多面的機能を十分発揮できる適切な維持管理の実施

洪水、高潮等による災害発生の防止

洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下

- 堤防の形成対策や防災拠点等の整備
- 河川管理施設の適切な管理と管理高度化
- 超過洪水等に対する被害の軽減
- 情報伝達体制の確立
- 本支川・上下流のバランスを考慮した水系一貫の河川整備

河川の適正利用と流水の正常な機能の維持

農業用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持のため、水資源開発を行い、広域的かつ合理的な水利用を促進

- 渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制を確立

河川環境の整備と保全

- 豊かな自然環境、地域づくりにも資する川づくりを推進する
- アユ等の産卵場の保全や河口部の環境の保全
- 船形運送や田園地帯等の河川景観の保全
- 治水の歴史や文化等の特性を踏まえた整備
- 水質の保全に努める
- 治水、利水、河川環境との調和を図る
- 環境に関する情報の適切なモニタリング
- 地域住民や関係機関との連携を推進

計画の対象区間

宮城県東部の管理区間（知事管理区間）である329.2kmを対象とします

計画の対象期間

本計画の対象期間は、概ね30年間とします

- 流域の概要
- 地形・地質
- 気候
- 土地利用状況
- 社会環境
- 歴史・文化

治水

鳴瀬川流域は昭和61年に大洪水に見舞われている。「激特事業」等により整備は進んだもののいまだ十分であるとはいえない。

<課題>

- 低い治水安全度
- 河道管理
- 樹木管理
- 不法占用、河川美化
- 危機管理対策
- 地震津波

利水

鳴瀬川では、過去に幾度となく渇水被害が発生している。

<課題>

- 既設の利水施設の適切な運用
- 渇水時の情報提供体制などソフト対策の充実

環境

鳴瀬川には、河川とのふれあいや自然学習の場など良好な自然環境があり、今後これを維持・保全していく必要がある。

<課題>

- 機能を十分に発揮しない魚道
- 外来種の増加
- 水質の保全
- 利活用の活性化
- 良好な景観の保全
- 健全な水循環

治水

- 安全性の確保
戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水が発生しても床上浸水等の家屋の重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努める
- 危機管理体制の強化

利水

- 流水の正常な機能の維持
- 渇水時の適切な管理

環境

- 動植物の生息・生育環境の保全
- 水質の保全
- 健全な水循環系の構築に向けた取り組み
- 人と河川とのふれあいの場を確保と活用
- 景観の維持・保全

2章

目標達成に向けた取り組み	
河川の整備に関する事項	河川の維持に関する事項

(1)ダムの建設(洪水調節)
(2)堤防整備
(3)河道掘削

河川状態把握(河川巡視、水文観測)
堤防の維持管理(補修、除草)
河川構造物の維持管理
河道の維持管理(堆積、護岸、樹木)
危機管理体制の強化
洪水(水防警報、応急復旧)
地震津波
河川情報の収集提供
洪水ハザードマップの作成支援
水防活動への支援強化

(1)ダムの建設(正常流量、かんがい用水)
(2)正常流量の確保
(3)渇水時の流量管理

渇水時の情報提供体制の確立
水質事故対策

(1)動植物の生息生育環境の保全
・自然環境に配慮した河川整備
・魚ののぼりやすい川
・外来種対策
・河川環境のモニタリング
(2)水質の保全
(3)健全な水循環系の構築(流木、無水区間、流砂系)
(4)人と河川のふれあいの場の確保
(5)景観に配慮した整備

河川空間管理(占用、不法投棄、河川清掃、愛護活動)